

# 入札説明書類

件名：大阪府内2拠点電力供給

令和7年12月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。

④質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑤ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

④～⑤：期限(令和7年12月23日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・ 1部

⑦誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・ 2種

⑧保険料納付に係る申立書・・・・・・・・ 1部

⑥～⑧：期限(令和8年1月14日)までに提出すること。

⑨入札書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和8年1月15日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・ 1部

⑪入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑪：応札しない場合、令和8年1月15日までに提出すること。

⑫委任状・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑬年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和8年1月16日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「大阪府内2拠点電力供給」にかかる入札公告（令和7年12月16日付）に基づく入札等について、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

(1) 契約件名 大阪府内2拠点電力供給

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 自：令和8年4月1日 至：令和9年3月31日

(4) 納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8  
医薬基盤・健康・栄養研究所 他1拠点

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお入札書の金額には燃料調整費及び市場価格調整を含むこととし、再エネ賦課金、激変緩和措置に係る補助金は含まず算定すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の購入」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注） 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 電気事業法に規定される「小売電気事業」の登録を受けている者であること。

#### 4 提出書類等

##### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和 7 年 12 月 23 日（火）17 時 00 分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 [keiyaku@nibn.go.jp](mailto:keiyaku@nibn.go.jp)

##### (2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和 8 年 1 月 14 日（水）17 時 00 分までに下記 5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥「小売電気事業」の登録を受けている者であることを証する書類

##### (3) 入札書

提出期限は令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時 00 分（郵送の場合も同様）

詳細は下記 5 を参照。

##### (4) 入札に係る料金プランに関する約款、規定

提出期限は令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時 00 分（郵送の場合も同様）

入札書とは別に封筒に封印をして提出すること。

##### (5) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和 8 年 1 月 15 日）までに提出すること。

##### (6) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和8年1月16日）に開札会場へ持参すること。

## 5 入札書等の提出場所等

### （1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約係

電話：072-641-9860

### （2）入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年1月16日開札 大阪府内2拠点電力供給 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年1月16日開札 大阪府内2拠点電力供給 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

⑤料金プランに関する約款、規定についても入札書と同様の処理をすること。なお封筒の大きさについては角2とする。

### （3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

### （4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

### （5）代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 6 開札及び落札後の手続

### (1) 開札の日時及び場所

令和8年1月16日（金）10時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

### (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
  - ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
  - ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
  - ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。
- ただし、当入札のためにごく限られた、特定の状況でのみ最低価格となる条件の契約内容であることが後日判明した場合、当該落札は無効となる場合がある。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# 仕様書

## 1. 件名

大阪府内 2 拠点電力供給

## 2. 概要

- (1) 対象建物 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 本所  
泉南資源研究施設
- (2) 需要場所 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号  
大阪府泉南市りんくう南浜 2-11
- (3) 業種および用途 研究所

## 3. 仕様

### ① 本所

#### (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 600 ボルト
ウ 計量電圧	6, 600 ボルト
エ 標準周波数	60 ヘルツ
オ 受電方式	2 回線受電
カ 発電設備	別紙 1 のとおり

#### (2) 契約電力、予定使用電力量 (別紙 2 のとおり)

ア 契約電力 (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

- (a) 契約電力 (常時電力) 1, 200 キロワット  
(b) 契約電力 (予備電力) 1, 200 キロワット

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から受電する場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で、予備電線路により受電する。)

イ 予定使用電力量 5, 727, 445 kWh  
月別の予定使用電力量は、別紙のとおり

### ② 泉南資源研究施設

#### (1) 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、電気方式および蓄熱式負荷設備の有無

1 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
2 供給電圧 (標準電圧)	6, 000 ボルト
3 計量電圧 (標準電圧)	6, 000 ボルト
4 標準周波数	60 ヘルツ
5 電気方式	2 回線受電
6 蓄熱式負荷設備の有無	無
7 受電設備・発電設備	別紙 1 のとおり

#### (2) 契約電力および予定使用電力量

- 1 契約電力 常時電力 152 キロワット  
(その 1 月の最大需要電力と前 1 月の最大需要電力いずれか大きい値とする。)

- 2 予備電力 予備線 152キロワット  
(常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける。)  
3 予定使用電力量 408, 640キロワット時  
月別の予定使用電力量は、別紙のとおり

以下共通事項

- (3) 契約使用期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- (4) 需給地点 関西電力株式会社が施設した柱上の気中開閉器の負荷側接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点 関西電力株式会社が施設した柱上の気中開閉器の負荷側接続点。
- (6) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。
- (7) 検針日および計量 検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- (8) 代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。
- (9) 料金制度 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。
- (10) 力率
- ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。  
なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
  - イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。
- (11) 燃料費調整等 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整等を行うことができるものとする。  
なお、燃料費等の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (13) 契約超過金 その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。  
なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、当研究所は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

受電設備

大阪本所

受電設備は以下のとおり

No	結線	相別	表示容量	台数	
1	—	単	100 kVA	3	300 kVA
2	—	三	150 KVA	1	150 KVA
3	—	単	300 kVA	3	900 kVA
4	—	単	200 kVA	1	200 kVA
5	—	三	200 kVA	3	600 kVA
6	—	三	300 kVA	2	600 kVA
7	—	三	500 kVA	1	500 kVA
8	—	三	300 kVA	1	300 kVA
計				15	3,550 kVA

高圧進相コンデンサ

			200 KV ar	4	800 KV ar
--	--	--	-----------	---	-----------

発電設備

大阪本所

発電設備は以下のとおり。

No	メーカー名	型式	製造番号	電圧 (kV)	発電方式	用途	定格出力 (kVA)	設置年月日	備考
1	ヤンマー(株)	8NHL-ETP	C2-8549	6.6	ディーゼル	非常用	750	H16.2.10	停電時の非常用電源
2	エスイーエム・ ダイキン(株)	LBSF-10-T3	—	0.2	太陽光	常用	8	H24.4.6	太陽光系統連系あり

## 受電設備

泉南資源研究施設

受電設備は以下のとおり

No	設備名	型式	系統名称	設置場所	メーカー名
1	高圧受電盤・H1	Z3359302	高圧受電盤（本線）	屋上・屋外自立盤	三菱電機(株)
2	高圧受電盤・H2	Z3359302	高圧受電盤（予備）	屋上・屋外自立盤	三菱電機(株)
3	油入高圧進相コンデンサー SC-1～SR-1	ニチコン（株）	コンデンサー盤 No. 1	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
4	油入高圧進相コンデンサー SC-2～SR-2	ニチコン(株)	コンデンサー盤 No. 2	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
5	油入自冷式変圧器 Tr-1	ダイヘン（株） SE-PW2	低圧電灯配電盤 No. 1	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
6	油入自冷式変圧器 Tr-2	ダイヘン（株） SE-PW2	低圧電灯配電盤 No. 2	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
7	油入自立式変圧器 Tr-3	ダイヘン（株） SE-PW2	低圧電灯配電盤 N. 3	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
8	油入自立式変圧器 Tr-4	ダイヘン（株） SE-PW2	低圧電灯配電盤 N. 4	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)
9	油入自立式変圧器 Tr-5	ダイヘン（株） SE-PW2	低圧電灯配電盤 N. 5	屋上・屋外自立盤	松下電工(株)

## 発電設備

泉南資源研究施設

発電設備は以下のとおり。

No	設備名	型式	系統名称	設置場所	メーカー名
1	防災型自家発電機 PX-175NSR	MXDO-45	同期発電機 ディーゼル機関	屋上・屋外自立型	日産 DE(株)

## 各月の電力使用計画および実績

大阪本所

令和 8 年度	契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和 8 年 4 月	1,200	433,471	100
令和 8 年 5 月	1,200	451,536	100
令和 8 年 6 月	1,200	494,579	100
令和 8 年 7 月	1,200	561,152	100
令和 8 年 8 月	1,200	558,822	100
令和 8 年 9 月	1,200	517,954	100
令和 8 年 10 月	1,200	475,508	100
令和 8 年 11 月	1,200	410,776	100
令和 8 年 12 月	1,200	461,257	100
令和 9 年 1 月	1,200	466,595	100
令和 9 年 2 月	1,200	433,361	100
令和 9 年 3 月	1,200	462,434	100
合計		5,727,445	

泉南資源研究施設

令和 8 年度	契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和 8 年 4 月	152	26,188	100
令和 8 年 5 月	152	26,943	100
令和 8 年 6 月	152	35,451	100
令和 8 年 7 月	152	49,302	100
令和 8 年 8 月	152	49,401	100
令和 8 年 9 月	152	43,182	100
令和 8 年 10 月	152	31,425	100
令和 8 年 11 月	152	25,946	100
令和 8 年 12 月	152	29,912	100
令和 9 年 1 月	152	31,191	100
令和 9 年 2 月	152	29,734	100
令和 9 年 3 月	152	29,965	100
合計		408,640	

注) 使用電力量は令和 6 年又は令和 7 年の実績

# 契 約 書

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と、供給者 (以下「乙」という。)とは、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 の大阪府内2拠点 で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 乙は、この契約の条項に基づき甲の施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

## (契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 契 約 電 力 仕様書による
- (2) 契約年間電力量 仕様書による
- (3) 契 約 金 額

次に掲げる各金額には消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」という。)は含まない。

## (大阪本所)

ア 基本料金率 (通常電源)	金	円(1キロワット、1月当たり)
(予備電源)	金	円(1キロワット、1月当たり)
イ 電力量料金率 (その他季)	金	円(1キロワット時当たり)
(夏季)	金	円(1キロワット時当たり)

## (泉南資源研究施設)

ア 基本料金率 (通常電源)	金	円(1キロワット、1月当たり)
(予備電源)	金	円(1キロワット、1月当たり)
イ 電力量料金率 (その他季)	金	円(1キロワット時当たり)
(夏季)	金	円(1キロワット時当たり)

他の供給条件は供給者の約款等に別に定める。

## (4) 供 給 場 所 (大阪本所)

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

## (泉南資源研究施設)

大阪府泉南市りんぐう南浜2-11

## (5) 契 約 期 間 自:令和8年4月1日0時

至:令和9年3月31日24時

## (6) 供 給 仕 様 等 仕様書のとおり

## (7) 契 約 保 証 金 免 除

#### (権利義務譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

#### (機密を守る義務)

第4条 甲および乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項および、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。第2条第6号に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後またはこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

#### (計量及び検査)

第5条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。

2 乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

#### (代金の支払等)

第6条 乙は、第5条の規定による検査に合格したときは、毎月に第2条第1号に定める契約電力に第2条第3号アに定める基本料金率を乗じて得た額に、計量期間にかかる使用電力量に第2条第3号イに規定する電力量料金率を乗じて得た額を加算した金額に、消費税等相当額を付加した金額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、適法な請求書により請求するものとする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。また、代金の計算における金額ならびに消費税等相当額の単位は円単位とし、その端数は、それぞれ切り捨てるものとする。

2 甲は、第1項に規定する請求書を受理したときは、乙が定める約款に基づき乙に代金を支払うものとする。

#### (契約超過金等)

第7条 甲は、その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は、第2条第1号に掲げる契約電力をただちに適正なものに変更するものとし、乙が定める約款に規定のある場合は乙に契約超過金を支払うものとする。

#### (支払延滞利息)

第8条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の

規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(契約の変更)

第9条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

2 契約期間内に契約電力を変更するときは、甲は、乙が定める約款に規定のある場合、乙に違約金ならびに精算金を支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第14条 乙は、前2条各号のいづれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人が数次にわたるとときは、全ての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第15条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第16条 甲は、第12条、第13条及び第15条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条、第13条及び第15条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(協議)

第18条 この契約書に定めのない事項は、乙が定める約款によるものとし、当該約款に定めのないときまたはこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔

乙

# 質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 大阪府内2拠点電力供給

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

## 質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年12月23日（火）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

## ご担当者連絡先

件名：大阪府内 2 拠点電力供給

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和 7 年 12 月 23 日（火） 17 時 00 分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 「小売電気事業」の登録を受けている者であることを証する書類
- 5 その他参考資料  
会社履歴書等
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和8年1月14日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「大阪府内2拠点電力供給」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

### 誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

# 入札書

件名 大阪府内2拠点電力供給

金 円也

(別紙(任意様式)に拠点毎の内訳を記入)

※別添当方提示の市場価格調整及び燃料調整費の条件をもとにして計算した年間の合計金額を記入すること。

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

# 電気料金における市場価格調整及び燃料調整費の計算の前提条件について

入札にあたり条件を同一とするため、燃料調整費及び市場価格調整について以下に定める。

従量料金算定については令和7年4月の燃料費及び市場価格調整と令和6年10月の燃料費及び市場価格調整を使用し、単価を設定（小数第三位四捨五入）し各月の料金を見込み使用量より算出する。最後に合計の平均（小数第一四捨五入）金額を入札金額とすること。

## 1. 市場価格調整

日本卸電力取引所（JEPX）に連動した料金を設定した場合に適用する料金。

関西エリアの令和7年4月のスポット約定価格9.44円及び令和6年10月のスポット約定価格10.93円を基準として算定を行うことを基準として算定を行うこと。

## 2. 燃料調整費

貿易統計実績における平均燃料価格して料金を設定した場合に適用する料金。

令和7年4月～6月の平均燃料価格（令和7年4月料金として使用）

平均原油価格	68,744 円/kL
平均LNG価格	86,945 円/t
平均石炭価格	17,505 円/t

令和6年8月～10月の平均燃料価格（令和6年10月料金として使用）

平均原油価格	77,129 円/kL
平均LNG価格	92,099 円/t
平均石炭価格	22,606 円/t

(任意様式の例)

料金設定に応じて、行の追加・削除を行うこと。  
※使用予定電力量 (kwh) については、仕様書別紙2を参照すること。

1. 基本料金				
契約電力(kw)	力率 (%)	単価 (円)	年間基本料金	税抜料金
1,000	100	1,200	12,240,000	11,127,273
(予備線)				
契約電力(kw)	力率 (%)	単価 (円)	年間基本料金	税抜料金
1,000	100	10	102,000	92,727

2. 従量料金

使用予定電力量 (kwh)	その他期 単価 (円)	夏期単価 (円)	燃料調整費単 価 (R7.4水準)	市場価格 調整単価 (円) (R7.4水準)	合計単価 (円) (R7.4水準)	合計料金 (R7.4 水準)	燃料調整 費単価 (円) (R6.10水 準)	市場価格 調整単価 (円) (R6.10水 準)	合計料金 (R6.10水 準)	2期 平均	
1,050,000	18.0			1.02	8.56	27.58	28,959,000	10.50	18,00	46.50	
1,200,000	18.0			1.02	8.56	27.58	33,096,000	10.50	18,00	46.50	
1,200,000	18.0			1.02	8.56	27.58	33,096,000	10.50	18,00	46.50	
1,600,000		19.5		1.02	8.56	29.08	46,528,000	10.50	18,00	48.00	
1,600,000		19.5		1.02	8.56	29.08	46,528,000	10.50	18,00	48.00	
1,600,000		19.5		1.02	8.56	29.08	46,528,000	10.50	18,00	48.00	
1,200,000	18.0			1.02	8.56	27.58	33,096,000	10.50	18,00	46.50	
1,200,000	18.0			1.02	8.56	27.58	33,096,000	10.50	18,00	46.50	
1,400,000	18.0			1.02	8.56	27.58	38,612,000	10.50	18,00	46.50	
1,400,000	18.0			1.02	8.56	27.58	38,612,000	10.50	18,00	46.50	
1,005,000	18.0			1.02	8.56	27.58	27,717,900	10.50	18,00	46.50	

入札書

記載要領

1. 入札件名 ○○○○○○○○

2. 入札金額 ¥\_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住所 【記載要領】(2) 及び

(3) の「例」参照

氏名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び  
代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権  
限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□  
代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□  
代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店  
大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代理 人 ○○ ○○ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

(4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表  
面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

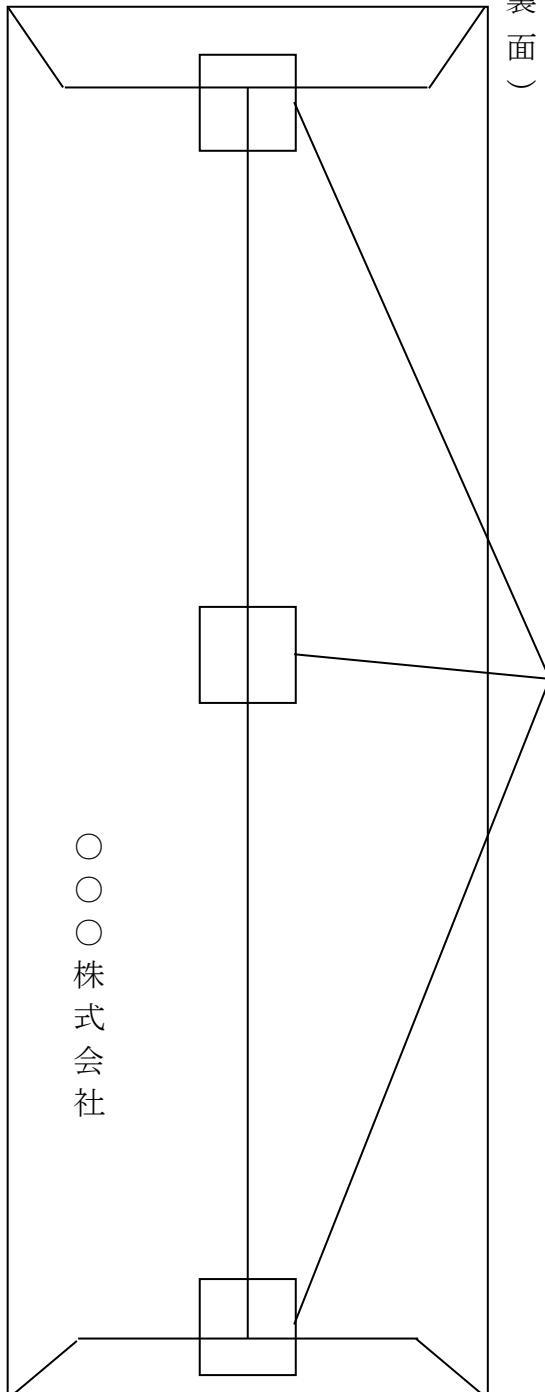
入札書在中

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※ 氏名（法人の場合にはその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏  
面）



○○○株式会社

# 入札辞退届

件名：大阪府内2拠点電力供給

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

## 委任事項

令和8年1月16日開札 件名「大阪府内2拠点電力供給」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

- 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関するこことを含む）
- 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 復代理人を選任すること。
- 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：大阪府内2拠点電力供給

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

提出先メールアドレス [keiyaku@nibn.go.jp](mailto:keiyaku@nibn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和7年12月23日（火）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和8年1月14日（水）17時00分まで

入札書：令和8年1月15日（木）17時00分まで

開札日の日時：令和8年1月16日（金）10時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	大阪府内2拠点電力供給
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かかった (具体的な必要期間: )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的な業務: ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">〔</span> <span style="font-size: 2em;">〕</span> </div>
補足 【すべての事業者様・ 自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・ 自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。